

【開会挨拶】

登壇者(敬称略) ※肩書はイベント開催 当時のもの	山口寿一 当協議会評議員／株式会社読売新聞グループ本社 代表取締役社長
---------------------------------	-------------------------------------

ご紹介をいただきました読売新聞の山口です。当協議会の評議員を務めております。このカンファレンスも回数を重ねてまいりまして、スポーツの望ましいエコシステムについて研究、議論が深まってきたと感じております。私からは、当協議会のこれまでの調査研究を踏まえて、「日本のスポーツ産業の現状と今後目指す方向」について私見を申し上げ、ごあいさつに代えたいと思っております。

当協議会が取り組んできた調査研究の一つに、海外のスポーツ産業との市場比較があります。日本政策投資銀行さんが調べた日本のスポーツ産業の市場規模は、およそ 5 兆 7200 億円で、ドイツとほぼ同水準、フランスを上回ります。

スポーツを産業として見た場合、五つの主要なセグメントが挙げられます。一つ目はアパレルおよびスポーツ用品、二つ目がメディア、三つ目はスタジアムやアリーナなどのベニュー、四つ目はスポーツ運営です。スポーツ運営には、プロスポーツのような「見るスポーツ」と、スポーツクラブのような「するスポーツ」の両方があります。最後の五つ目は、スポーツくじまたはスポーツベッティングです。

セグメント別の売り上げの比率を見ると、日本は欧米に比べてスポーツの運営側に入るお金が 15.6%とあまり多くありません。ドイツの 29%、フランスの 25.1%と比べると、スポーツの運営側に入ってくるお金が少ないのです。

スポーツの運営側は、プロスポーツであれば、選手やコーチ、それに球団が含まれます。「するスポーツ」であれば、インストラクターなどの指導者、スポーツクラブの会社などになります。

現状、日本では、スポーツ運営側に入るお金は、年間およそ 8900 億円と試算されます。市場規模が日本とほぼ同程度のドイツでは、スポーツ運営側に入るお金は、円換算でおよそ 1 兆 5900 億円になります。日本ではスポーツ産業のセグメント間のバランスがあまり良くなく、スポーツを持続的に成長させていくには十分な金額とはいえないと思われます。

スポーツの価値を高めるのは、一義的にはスポーツ運営側の役割になります。肝心のスポーツ運営側に潤沢にお金が行かないと、スポーツの普及も選手の育成も思うようにできなくなり、結局のところスポーツは発展しないことになります。日本でスポーツ運営側にお金が行きにくいのは、スポーツ産業のセグメントとセグメントの間のマネーフローに目詰まりがあるからだというのが、政策投資銀行さんの分析です。

確かに異なるセグメントを連結した結果、成功した事例は幾つかございます。例えば DeNA の南場さんは、スポーツ運営側のベ이스ターズとベニューの横浜スタジアムを連結した経営に転換することで、ベ이스ターズを成長させました。他にもアリーナ経営とバスケットボールの球

団経営を連結して、成長軌道を作り出した例はあります。セグメントとセグメントの間のマネーフローの目詰まりを解消することで、日本のスポーツを発展させる余地は十分にあるのではないかと思います。

話は変わります。一方、スポーツベッティングに関しては深刻な問題が起きています。スポーツベッティングはオンラインカジノの一種です。「1XBET」というオンラインカジノのトップページを表示しますのでご覧ください。1XBET は、カリブ海の国のキュラソーでライセンスを取得して、オンラインカジノを展開している会社ですが、日本向けに日本語でも配信しています。トップページにはゲームやカジノと並んで「スポーツ」という表示があります。

そのスポーツの表示をクリックすると、サッカー、野球、バスケットボール、e スポーツなどが並んでいます。ゲーム感覚で遊ぶうちにやめられなくなって、ギャンブル依存症になるというケースが後を絶ちません。ギャンブル依存症に加えて八百長のまん延、反社会的勢力の関与、青少年の多重債務、それが原因の闇バイトなど犯罪への加担など、スポーツベッティングはスポーツの健全性を壊すばかりではなくて、世の中を悪くします。日本は賭博に頼らずに、スポーツの純潔性、インテグリティを守りつつ、スポーツを産業として発展させる、日本流のエコシステムを作り上げる方向を目指すべきではないかと考えます。

そこで提案するのが、立法によってスポーツ産業の振興を図る道です。参考になる外国の一つはフランスです。フランスは昔からスポーツ政策で世界をリードしてきた国です。フランスがスポーツ庁を設置したのは第2次世界大戦前の 1936 年、スポーツの法律を作ったのは 1940 年ということですから、たいへんな歴史があります。戦後も 1975 年にスポーツ基本法を作り、近年では 2006 年にスポーツ振興、倫理、罰則などを束ねたスポーツ法典をまとめました。

そのスポーツ法典の中でスポーツの権利を規定しています。「主催権」という主催者の独占的権利を規定して、その主催権には放映権やスポンサーシップ権やチケット販売権などが含まれるという理解が、安定的に広がるように図っています。

もう一つ参考になるのは、お隣の韓国です。韓国は立法によって文化を産業化して成長させてきました。韓国文化産業振興基本法がそれです。今から 27 年前、当時の金大中(キムデジュン)大統領が文化大統領宣言をして、日本のアニメ、漫画、歌謡曲を韓国国内で受け入れる開放政策を断行しました。同時に韓国文化産業振興基本法を作って、韓国の文化を産業化して輸出するという政策を打ち立てました。韓国では政権交代があっても、この文化産業政策は一貫して受け継がれ、それが韓流ドラマ、K-POP の世界的ヒットにつながりました。

韓国文化産業振興基本法の構成を見ると、第 7 条、創業の支援、第 8 条、投資会社への支援、第 11 条、独立制作会社の支援、第 20 条、国際交流及び海外市場進出支援など、創業から海外進出まで幅広く、かつ、体系的に文化産業を後押しする制度を立法によって構築したことが分かります。

韓国は文化ですが、これと同じようなことをスポーツに応用してスポーツ産業を振興してはいかかかというのが、私の提言です。日本で目指すなら、フランスと韓国のいいとこ取りをし

て、さらに新しいアイデアを組み込んだものが求められると思っています。

多少具体的に申し上げますと、スポーツ産業振興法といった新しい法律を作って、この法律でスポーツの権利の法的な確立を目指すとともに、これらのスポーツの権利を適正に評価して、スポーツの持つ潜在的な財務価値を、例えば球団会社のバランスシートに計上できる会計ルールの構築を図るということを、私は考えております。スポーツの潜在的な財務価値が知的財産その他の形で可視化されれば、スポーツの権利は投資・融資の対象になり得ますので、日本のスポーツ産業の課題であるマネーフローの目詰まりが解消される可能性が高まるはずです。

その結果、プロスポーツであれば会社の経営基盤が強化されますし、社会人スポーツの活性化にもつながって、地方振興にも貢献できるように思います。韓国のように、日本のスポーツの海外展開を政府が支援するということも考えられるかと思います。

私の冒頭のお話は以上となります。

それでは、本日この後、充実した意見交換が行われることを祈念しまして、ごあいさついたします。